

全組合員のみなさんに訴えます

本部と12地本は、36協定の締結は組合員の「命と健康」を守るたたかいと位置づけ、36協定違反及び適正な労働時間管理が行われなかった場合に、破棄となる条項を追加したうえで、締結期間1年を求めている。しかしながら、私たちの申し出に対し、会社は「鉄道事業を安定的に遂行するために、破棄条項があることで協定を失効する可能性がある」という主張を繰り返し、25日の勤務発表時に労働基準法や労使間協約に存在しない△勤務（時季変更権の行使を留保する）なる指定を行った。

本来、36協定を直ちに締結すればこのような勤務指定をする必要がなく、通常の勤務指定ができるのである。理由ならざる主張を繰り返す現実を見れば、締結を拒否しているのは本社と各支社であることは明白だ。

立川運転区では、公休日労働3日という36協定違反が発覚し、八王子支社は団体交渉において明確に36協定違反を犯したことを認めようとせず、対策についても、勤務の把握の方法等にしか触れず、そもそも公休日労働でMy Projectを行っていた問題の核心には一切言及していない。

立川車掌区では、慢性的な要員問題を解消せず、時季変更権の濫発によって年休を失効させた事実を認めず、責任すら取ろうとしていない。さらに現在に至っても年休申請に対して、その多くは休日出勤によって賄われている状況は、まさに36協定の根幹に係る問題そのものであり、意図的につくりだしている要員不足と経営施策の劣化がこの職場実態を生み出している。

長野地本は、きかく部門で働く組合員からの違法な長時間労働やパワハラが横行しているという悲痛な声に踏まえ、緊急申し入れを行うも長野支社は不誠実な対応を繰り返している。

度重なる労働基準法違反を根絶するためには、危機感と緊張感を持ち現場における安全衛生委員会において労働時間管理を具体的に議論することこそが必須である。

組合員のみなさん、会社に騙されてはいけません。締結を拒否しているのは会社です。

八王子地本は、本部と全12地本と共に全職場から労働基準法違反の根絶と組合員の「命と健康」を守るため、地本・支部・分会の連携を深め、全組合員で「労働者の権利」を学び、第三者機関を活用し、さらにたたかいを強め、組織強化をかちとることを要請します。

2018年1月26日
東日本旅客鉄道労働組合
八王子地方本部